平成２８年（フ）第６６号
北海道登別市新生町５丁目19番地１、前住所北海道登別市柏木町４丁目29番地60
債務者　竹田　富子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
盛岡市東仙北２丁目６番31号　メゾンクレッセン202号
債務者　穴久保佳代子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４９３号
京都市山科区大宅御所田町72番地１　ライオンズマンション山科大宅408
債務者　吉本　　杏（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２９号
福岡県大牟田市原山町182番地１　原山ハイツ406号
債務者　岩崎　秀治
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第１４号
熊本県玉名市松木42番地10トワード21―101号
債務者　畑田　修二
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第２４９号
千葉県松戸市仲井町３丁目58番地の６　スカイヒルズＣ―102号
債務者　大森　　潔
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２８３号
千葉県松戸市上本郷907番地の３　メゾン・プラッツ101号
債務者　橋本真樹彦
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３４２号
千葉県松戸市松戸915番地
債務者　服部　慎一
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１６４号
岐阜市早苗町７丁目３番地
債務者　加藤久美子（旧姓栗本）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３３７号
仙台市青葉区梅田町１番20―703号、従前の住所仙台市青葉区宮町３丁目６番13号　ＭＩＫビル208
債務者　吾妻　美子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４８号
茨城県日立市石名坂町１丁目44番30―202号
債務者　鈴木　良太
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第５２号
茨城県高萩市高浜町２丁目44番地の２　ガーデンヒルズ２―101
債務者　川内　寿美
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第５４号
茨城県日立市諏訪町３丁目３番11―201号
債務者　熊谷　佳克
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第３６号
長野県東御市県118番１　瓜田団地Ｄ―308、住民票上の住所長野県東御市田中573番地３
債務者　風間　明夫
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第５９２号
名古屋市中村区白子町１丁目11番地の１
債務者　吉兼　理恵
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６７号
神戸市長田区腕塚町５丁目５番１―1207号
債務者　福助こと　前田　大介
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７４号
神戸市東灘区魚崎中町１丁目１番24―W1704号
債務者　植村すい子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部